

(オモテ)

令和8年度
4月入所

移行申請（郵送受付）控
（兼）不足書類送付書

市 収 受 印

※不足書類がある場合、不足書類と一緒にこの用紙を提出
不足書類を郵送する場合は、ご自身でこの用紙をコピーし、
保管をお願いします。

保護者記入欄（2人以上同時に申込み場合、申込する児童の名前・生年月日をそれぞれご記入ください）

第1希望の施設名	児 童 氏 名	生 年 月 日
		令和 年 月 日
		令和 年 月 日
		令和 年 月 日

<保護者の方へ> 必ずお読みください。

★この用紙は、申込書類と一緒にご提出ください。

★申込書類が市役所へ届き、内容を確認し次第、この用紙を返送いたします。

下記、「申請書類について」の『不足書類があります』にチェックが入っていた場合は、
この用紙と不足書類と一緒にご提出ください。

★不足書類の提出が済んだら（または不足書類がなかったら）、申込完了です。

この用紙は申込をした控えになりますので、大切に保管してください。

★申請児童全員（有効期間が終了していない認定を既に決定済みの場合を除く）に対し

認定を行うことから、認定事務が集中するため審査に時間を要します。

このため、結果及び認定決定通知は令和8年2月上旬までに通知します。

※この通知は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第6項ただし書に基づく期間延長通知です。

※裏面を確認し、□へ✓を入れてください。

全ての□に✓が入っていない場合、申込が受理できません。

申請書類について		不足書類の補足
市 記 入 欄	☐ 申込を受け付けました。 ☐ 不足書類及び再提出が必要な書類はありません。	
	☐ 不足書類があります。 保育入所課まで書類をご提出ください。 不足書類 【締切日】 令和7年11月25日（火） 必着 【提出先】 保育入所課（郵送または窓口） ※締切日までに提出がない場合、締切日時点で提出されている 書類で利用調整を行います。	

★不足書類がない場合でも、書類審査の途中で追加書類を求められることがあります。ご容赦ください。

令和8年度4月入所 一斉入所

移行申請（郵送）を済ませた方へ

確認をしたら、□に✓を入れてください。この紙は申込書と一緒にご提出ください。

書利用 類用 審調 査整	☐	書類審査の途中で追加書類を求めることがあります。																																									
	☐	利用調整の結果は、令和8年2月上旬に郵送します。 ※結果にかかわらず、全員に認定を決定します。（認定決定済の場合を除く） ※申込を取り下げる場合や承諾を辞退する場合は、「辞退届」の提出が必要です。																																									
保留 保留 の場合	☐	利用調整の結果、「保留」となった場合、令和9年(2027年)3月まで利用調整します。 (出産要件の方を除く) ●4月一斉入所の場合、2次調整を実施（申込取下げ等のため空きが生じた保育施設対象に実施） 利用調整を行い、入所できる場合のみ、令和8年3月上旬に通知します。 ※希望先を変更する場合、令和8年2月10日までに希望保育施設変更届をご提出ください。 ●5月入所以降の場合、月1回利用調整を実施(令和9年3月入所まで) 月1回利用調整を行い、入所できる場合のみ、前月下旬に通知します。 ※令和9年4月以降の入所については、再度申請が必要です。																																									
	☐	就職、育児休業の延長、退職など、状況が変わった場合は、そのつど届け出てください。 ※届出がなく、変更の確認ができない場合、利用調整の指数に反映できません。																																									
説明会 契約締結	☐	利用調整の結果、「承諾」となった場合は、施設で実施する説明会へご参加ください。 保育施設で入所後の生活や持ち物、重要事項などの説明を行います。 認定こども園と地域型保育では、契約を締結します。 ※保育所・保育園に内定した場合「承諾通知」が届きます。 認定こども園、地域型保育に内定した場合「あっせん通知」が届きます。 ※説明会の日時は承諾（あっせん）通知に同封してお知らせします。																																									
	利用 者負 担額 (保育料)	☐ 利用者負担額は入所月上旬までに通知します。(承諾時のみ 4月入所の場合、4月上旬までに通知) ※利用者負担額（基本の保育料）の算定の基準は、次の表のとおりです。 8月分まで：令和7年度(2025年度)市民税額で算定 9月分～：令和8年度(2026年度)市民税額で算定 ※納入先：〔公立保育所・私立保育園〕市、〔認定こども園・地域型保育〕入所施設																																									
承諾 の場合	入所	☐ 各月1日付の入所となります。 ※4月入所の場合、4月1日付けで入所（土曜日の場合、翌平日から場合があります）																																									
	慣れ 保育	☐ お子さんが集団生活を過ごすには、徐々に慣れる時間が必要です。（移行児を含め全員対象） このため、入所当初の一定期間は保育時間が短くなります。（3～7日間程度） 《例》公立保育所（状況に応じて期間が伸びる場合があります） <table><tr><td rowspan="7">0 ～ 2 歳 児</td><td>日数</td><td>新規</td><td>移行</td><td rowspan="7">3 ～ 5 歳 児</td><td>日数</td><td>新規</td><td>移行</td></tr><tr><td>1日目</td><td>10:00</td><td>10:00</td><td>1日目</td><td>11:00</td><td>11:00</td></tr><tr><td>2日目</td><td>10:00</td><td>11:30</td><td>2日目</td><td>11:00</td><td>12:00</td></tr><tr><td>3日目</td><td>11:30</td><td>14:00</td><td>3日目</td><td>12:00</td><td>通常時間</td></tr><tr><td>4日目</td><td>11:30</td><td>通常時間</td><td>4日目</td><td>12:00</td><td rowspan="3">施設によって 異なります ※入所説明会で お知らせします。</td></tr><tr><td>5日目</td><td>14:00</td><td rowspan="2"></td><td>5日目</td><td>通常時間</td></tr><tr><td>6日目</td><td>14:00</td></tr><tr><td>7日目</td><td>通常時間</td><td></td></tr></table> (私立・認定・地域型)	0 ～ 2 歳 児	日数	新規	移行	3 ～ 5 歳 児	日数	新規	移行	1日目	10:00	10:00	1日目	11:00	11:00	2日目	10:00	11:30	2日目	11:00	12:00	3日目	11:30	14:00	3日目	12:00	通常時間	4日目	11:30	通常時間	4日目	12:00	施設によって 異なります ※入所説明会で お知らせします。	5日目	14:00		5日目	通常時間	6日目	14:00	7日目	通常時間
0 ～ 2 歳 児	日数	新規		移行	3 ～ 5 歳 児	日数		新規	移行																																		
	1日目	10:00		10:00		1日目		11:00	11:00																																		
	2日目	10:00		11:30		2日目		11:00	12:00																																		
	3日目	11:30		14:00		3日目		12:00	通常時間																																		
	4日目	11:30		通常時間		4日目		12:00	施設によって 異なります ※入所説明会で お知らせします。																																		
	5日目	14:00				5日目		通常時間																																			
	6日目	14:00																																									
7日目	通常時間																																										
注意 事項	☐	1次調整において希望先を変更する場合 令和7年11月25日(火)までに、「希望保育施設等変更届」をご提出ください。”必着”																																									
	☐	不足書類がある場合 令和7年11月25日(火)までに、不足書類（オモテ面参照）をご提出ください。”必着”																																									
	☐	4月一斉入所の入所承諾後に移行(転園)を希望する場合 令和8年4月6日(月)までに、改めて申込書をご提出ください。 ※4月は、決定施設に通っていただきます（移行を希望できるのは5月入所分から） ※移行(転園)の承諾が出た場合、もとの施設に戻ることはできません。																																									
	☐	既に教育・保育給付認定を決定済みの場合 今回の申請だけでは、保育必要量等（標準・短）を変更することはできません。 保育必要量等の変更を希望される場合は、「教育・保育給付認定変更申請書(兼)内容変更届」をご提出ください。																																									
	☐	宗教上の食事制限がある場合 給食の提供方法は、園により異なります。また、お弁当持参になる場合もあります。																																									
確認	☐	上記項目全ての内容を確認しました。																																									